

保険料は忘れずに納めましょう

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間、納めることになっています。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上（保険料免除期間やカラ期間を含む）の保険料を納めることが必要です。

保険料が納められないときは 免除制度があります

第1号被保険者の方で保険料の納付が困難な方には免除制度があります。免除の手続きをしておきますと、年金を受ける権利が保障されます。

免除には次の2つがあります。

法定免除	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活保護を受けていける方。 障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級・2級）の受給権者の方など 	保険料全額免除
申請免除	<ul style="list-style-type: none"> 所得の少ない方や病気やケガなどで経済的にお困りの方 保険料を納付することが困難な特別の理由のある方 	

ただし、免除を受けた期間の老齢基礎年金額は通常の3分の1となります。

免除を受けた期間の分の保険料を、後で納付する場合は、過去10年内に限ってさかのぼって納められます（追納）。追納すると将来の年金額が通常に戻ります。追納する際には、当時の保険料額に若干の加算がつきます。

便利で確実な口座振替を利用しています



越川 浩さんご夫婦（宮内）

私たちちは、農業を営んでいます。いそがしい毎日、わざわざ役場や金融機関へ出かけるのも大変です。ついでに納期限を忘れることがあるかも知れません。そんな手間やムダを口座振替が解消してくれました。

あなたの国民年金



パート⑦

ねんきんななちゃん

保険料は
月額 13,300円

付加保険料

第1号被保険者で希望する人が月額400円を納めます。

※保険料が割引かれる前納制度もあります。



学生の保険料は

学生には学生納付特例制度があります

学生は一般的に所得がないため、保険料を自分で納めることが困難です。そのことにより学生専用の特例制度が設置されました。これは申請することにより保険料納付が免除されるというものです。ただし学生本人に一定以上の所得があるときは認められません。以下の点に注意してください。

- この期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されますが、年金額に反映されません。
- 10年内に追納すると通常に納付したものと同じになります。

◎口座振替の申込方法

申込用紙は、金融機関の窓口に用意してありますので、納付書と預金通帳及び届出印を持参のうえ、お申し込みください。

年金に関する問合せ

住民課国保年金係

☎ 1211 内線1232